

J R 東海労働組合関西地「発」第6号  
2020年4月27日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 畑野 浩孝

### 「新型コロナウイルス」感染防止に関する緊急申し入れ（3）

新型コロナウイルスの感染症は収束する気配がない。そして、感染経路が特定できない感染者が増大している。政府から出された「緊急事態宣言」を受け、不要不急の外出を控えることが要請され、また、「3密」の防止、可能な限りの在宅勤務やテレワークへの勤務態勢の変更が要請されている。関西新幹線サービック会社においても自宅待機が行われ始めたと認識している。しかし、運輸業の特殊性からして、在宅勤務が不可能な社員が多く存在する。これらの労働者は、目に見えないウイルスの感染の危険におびえ、緊張しながら業務を遂行している。従ってこのような特殊事情の中で業務を遂行している労働者に対して、下記の通り要求するので、団体交渉の場を設定すること。

#### 記

1. この度の自宅待機の理由は、業務量の減少が最大原因であるかのように言われているが、この度の事態は、人命に関わる感染拡大防止が最大の問題である。従って、通勤・労働により感染拡大のリスクを負う労働者を最小限にするために自宅待機を指示すること。
2. どうしても感染拡大のリスクを負って通勤・労働を強いられる労働者に対しては、相当の保障措置を行うこと。
3. この度の事態を理由にして、労働者の解雇や再就職を拒否することなく、現在、関西新幹線サービックに就労している労働者に対して、今後の雇用継続を約束すること。
4. 妊娠中の女性労働者など、特別な体調の労働者に対しては、特段の配慮を行うこと。

以上